

環境政策に関する理念や手法の状況について

目次

< 環境政策に関する理念 >

1. 環境効率性

(1) 環境に配慮した製品づくり

源流対策の原則

拡大生産者責任

環境適合設計(エコデザイン)

(2) 環境に配慮した商品の提供

モノの販売から機能の提供へという考え方

2. 協働原則

補完性原則

< 政策手法 >

1. 計画を効果的に策定実施するための手法

環境指標

2. 環境汚染を防止するための手法

環境リスク管理

「予防」に関する考え方

統合汚染回避管理

3. 市場を活用して効率的に環境保全を行うための手法

経済的手法

4. 各主体の自主的な行動を促進するための手法

情報的手法

自主的手法

支援的手法

5. 意思決定の各段階に環境配慮を織り込むための手法

戦略的環境アセスメント

情報公開と オーフス条約

網掛けがあるものは第2次環境基本計画に取り上げられていない理念や手法

環境政策に関する理念

1. 環境効率性

環境効率性とは、経済活動の単位当たりの環境負荷、もしくは環境負荷の単位当たりの経済活動で表される概念であり、これを指標として、可能な限り資源・エネルギーの使用を効率化し、経済活動の単位当たりの環境負荷を低減させる考え方。

(参考)

- ・我が国の環境効率性の推移 - 参考資料3
- ・環境効率性の国際比較

(1) 環境に配慮した製品づくり

源流対策の原則

源流対策とは、環境汚染物質をその排出段階で規制等を行う排出口における対策に対して、製品などの設計や製法に工夫を加え、汚染物質や廃棄物をそもそも作らないようにすることを優先すべき、という原則。

(源流対策の原則が適用された法令等)

- ・循環型社会形成推進基本法における3Rの原則
- ・アメリカ汚染回避法

拡大生産者責任

拡大生産者責任とは、製品が使用され、廃棄された後においても、その生産者が当該製品の適正なりサイクルや処分について物理的又は財政的に一定の責任を負うという考え方。

(拡大生産者責任が適用された法令等)

- ・日本:循環型社会形成推進法に明記、各種リサイクル法で採用。
- ・EUにおける各種リサイクル法:容器リサイクル指令、廃車指令 等

環境適合設計(エコデザイン)

環境適合設計(エコデザイン)とは、持続可能な社会の実現を目的として、製品のライフサイクル全体における環境効率を高める設計や生産技術・システム管理をいう。

(環境適合設計(エコデザイン)が適用された法令等)

- ・EUP指令(案):エネルギー使用機器の環境設計要求設定に関する枠組み指令(案)
- ・電気、ガス、石油を使用する製品に「包括的環境設計(LCA実施の義務化)」及び「特定環境設計(最大エネルギー消費量の設定など)」が要求される見込み。
- ・資源有効利用促進法における指定再利用促進製品及び指定省資源化製品

(2) 環境に配慮した商品の提供

モノの販売から機能の提供へという考え方

「モノの販売(消費者から見れば消費や所有)」にこだわらず、モノの持つ機能だけを提供(享受)することにより、資源消費量を低減させる考え方。

具体的な手段としては、製品の再使用(リユース)、賃貸(リース・レンタル)、改築・修理・修繕(リフォーム)、維持管理(メンテナンス)等がある。また、維持管理を含む総合リースサービスやカーシェアリング等、製品の提供ではなく、機能の提供を行う、サービサイジングのビジネスモデルが注目されている。

(この考え方が実践されている例)

あかり安心サービス:松下電器産業 - 参考資料3

NPO法人志木の輪、環境に優しいカーシェアリング広島特区

2. 協働原則

公共主体が政策を行う場合には、政策の企画、立案、実行の各段階において、政策に関連する民間の各主体の参加を得て行わなければならないとする原則。

(協働原則が適用された法令等)

- ・リオ宣言第10原則
- ・環境基本計画(一部)
- ・ドイツ環境報告書

補完性原則

基礎的な行政単位で処理できる事柄はその行政単位に任せ、そうでない事柄に限って、より広域的な行政単位が処理することとすべきという考え方。

なお、個人で処理できる事柄は個人に任せ、そうでない事柄に限って政府が処理すべきという、官民の役割分担原則として解釈することもできるとの説もある。

(補完性原則が適用された法令等)

- ・地方分権推進法(上段の考え方)

政策手法

1. 計画を効果的に策定実施するための手法

環境指標

環境政策の達成度合いを測る物差しとして指標を設定する手法。OECDのフレームワークを援用すれば環境問題に影響を与える人間の力の大きさ、環境の状態、環境保全対策の推進状況を示すものとして設定する。

(環境指標の例)

- ・環境基準達成率
- ・事業者の環境パフォーマンス指標 - 参考資料3

2. 環境汚染を防止するための手法

環境リスク管理

環境リスク管理とは、科学的知見に基づき、環境への影響の発現の可能性や大きさなどを予測し、対策実施の必要性や緊急性を評価して、判断し、実現する考え方。

この考え方に基づき、潜在的に人の健康や生態系に有害な影響を及ぼす可能性のある化学物質が、大気、水、土壌等の環境媒体を經由して生態影響及び健康影響を生じさせるおそれについて定量的な評価を行い、その結果に基づいて適切な環境リスクの削減対策を実施している。

(環境リスク管理が用いられた法令の例)

EUのREACH(案)

「予防」に関する考え方

環境基本法では、「環境の保全は科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として行われなければならない」ことが定められている。

(未然防止原則)

環境影響の発生の仕組みや影響の程度などについて科学的な不確実性が存在する場合における政策決定の方法として、日本では「予防的な方策」を環境基本計画の中に位置付けている。

「予防」の考え方の適用のあり方や枠組みについては、現在も国際的に様々な議論が交わされているところである。

(参考)

- ・現行の環境基本計画における記述
- ・予防的取組方法が適用された国際条約等

統合汚染回避管理の原則

環境影響について、すべての環境媒体について統合的に管理しようとする考え方。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染という汚染物質の排出のみならず、エネルギー消費、資源消費や排出物の排出、騒音、振動といったあらゆる環境影響を統合的に回避し、管理しようとするもの。

(参考)

- ・OECD統合汚染回避管理に関する理事会勧告(1991)
- ・ECの統合汚染回避管理に関する指令(1996)

3. 市場を活用して効率的に環境保全を行うための手法 経済的手法

市場メカニズムを前提とし、インセンティブの付与を介して各主体の経済合理性に沿った行動を誘導することによって政策目的を達成しようとする手法。

税・課徴金、デポジット制度等が挙げられる。

4. 各主体の主体的な行動を促進するための手法 情報的手法

環境保全の取り組みが求められる主体について、その主体に関する環境に関わる情報が当該主体の自主的公表等により他の者に伝わる仕組みとし、当該主体が環境保全の取り組みを行うインセンティブとする手法。

近年の動きとして、環境面だけでなく、企業の社会的責任(CSR: Corporate Social Responsibility)という、幅広い取り組みの一環として環境配慮の取り組みを含めた持続可能性報告書を公表する企業が 多く見られるようになっている。

(情報的手法が用いられた法令等)

- ・環境配慮促進法
- ・PRTR法

自主的手法

特定の事業者には政策の目的や環境管理の目標達成のための個別の施策に関して、個々の主体が自ら一定の目標を設定し、そのための施策を決定し、具体的行為を実施したうえで、実施状況を確認・評価し、さらに新たな目標設定に向かうよう誘導する手法。

(参考)

- ・オランダの環境協定
- ・公害防止協定
- ・日本経団連環境自主行動計画

支援的手法

環境保全の取り組みが求められる主体が自発的にそのような取り組みを行うように、教育・学習機会の提供、指導者や活動団体の育成、場所・機材・情報・資金の提供などにより側面から支援する手法。

(支援的手法が用いられた法令等)
・環境教育推進法

5. 意思決定の各段階に環境配慮を織り込むための手法

戦略的環境アセスメント

意思決定の各段階に環境配慮を織り込むため、個別の事業の計画、実施に枠組みを与えることになる計画(上位計画)や政策についても環境の保全に配慮することが必要である。そのための手法として、EUを中心とする諸外国で、いわゆる戦略的環境アセスメント(Strategic Environmental Assessment)の導入が図られている。

(参考)

SEAに関するEU指令 - 参考資料3

情報公開とオーフス条約

例えば、1998年にデンマークのオーフス市で開催された国連欧州委員会において採択されたオーフス条約においては、環境に関する情報へのアクセス権、環境問題の意思決定における市民参画、及び環境問題に関する司法へのアクセス権の3つの権利について国際的な最低基準が定められている。このように、政策決定過程への市民参加と情報公開は密接な関連性を持っている。

(参考)

オーフス条約 - 参考資料3